

1 処分を受けた税理士

氏 名： 田中 豊

登録番号： 第108603号

2 処分の内容

令和6年1月10日から2年の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、収入金額の計上漏れや必要経費を過大計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、これに伴うとともに帳簿等の保存がないことによって、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。